




# オープンイノベーション促進税制 申請の流れ

- 電子申請サービス「gBiz FORM」で申請してください。
- 出資者・スタートアップの双方が「gBiz ID プライム」アカウントを取得する必要があります。

	新規証明申請		継続証明申請	成長発展証明申請 (M&A型のみ)
	事前相談 (必須)	本申請		
	初年度の手続き		次年度以降の手続き	要件達成後の手続き
手続き時期	随時可能 (出資前後を問わない)	事業年度末日の 60日前～30日後 <small>(複数案件申請の場合はまとめて申請)</small>	事業年度末日の 60日前～30日後 <small>(複数案件申請の場合はまとめて申請)</small>	達成後、随時可能 <small>(最終年度は事業年度末日の30日後まで)</small>
事前相談	—	必須	任意 <small>(取崩し事由に該当する場合は必須)</small>	任意
申請方法	gBizFORM <small>※アカウント未取得の場合、メールも可。 (本申請までに必ず取得ください。)</small>		gBizFORM	gBizFORM
スタートアップの gBiz対応	不要	必要 <small>(申請内容の確認作業)</small>	不要	不要
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>● 案件概要スライド </li><li>● 案件登録票 </li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 案件概要スライド </li><li>● 案件登録票 </li><li>● 別表 </li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 別表  ※</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 別表 </li></ul>

※2024年2月～制定した案件進捗スライドは2024年6月末をもって廃止し、gBizフォームへの入力をもって報告いただくこととしました。  
なお、M&A型を適用されている案件については引き続き案件進捗スライドを作成の上ご提出ください。

# 参考：新規申請（事前相談・本申請・継続申請）の流れ

- 事前相談にあたっては、案件概要スライド等、資料の作成・提出をお願いします。

(出資前・出資後いずれも可)

(本申請に向けた)

## 事前相談

- ※本申請を目指す案件は、原則、事前相談を行ってください。
- ※複数案件ある場合、順次相談可。

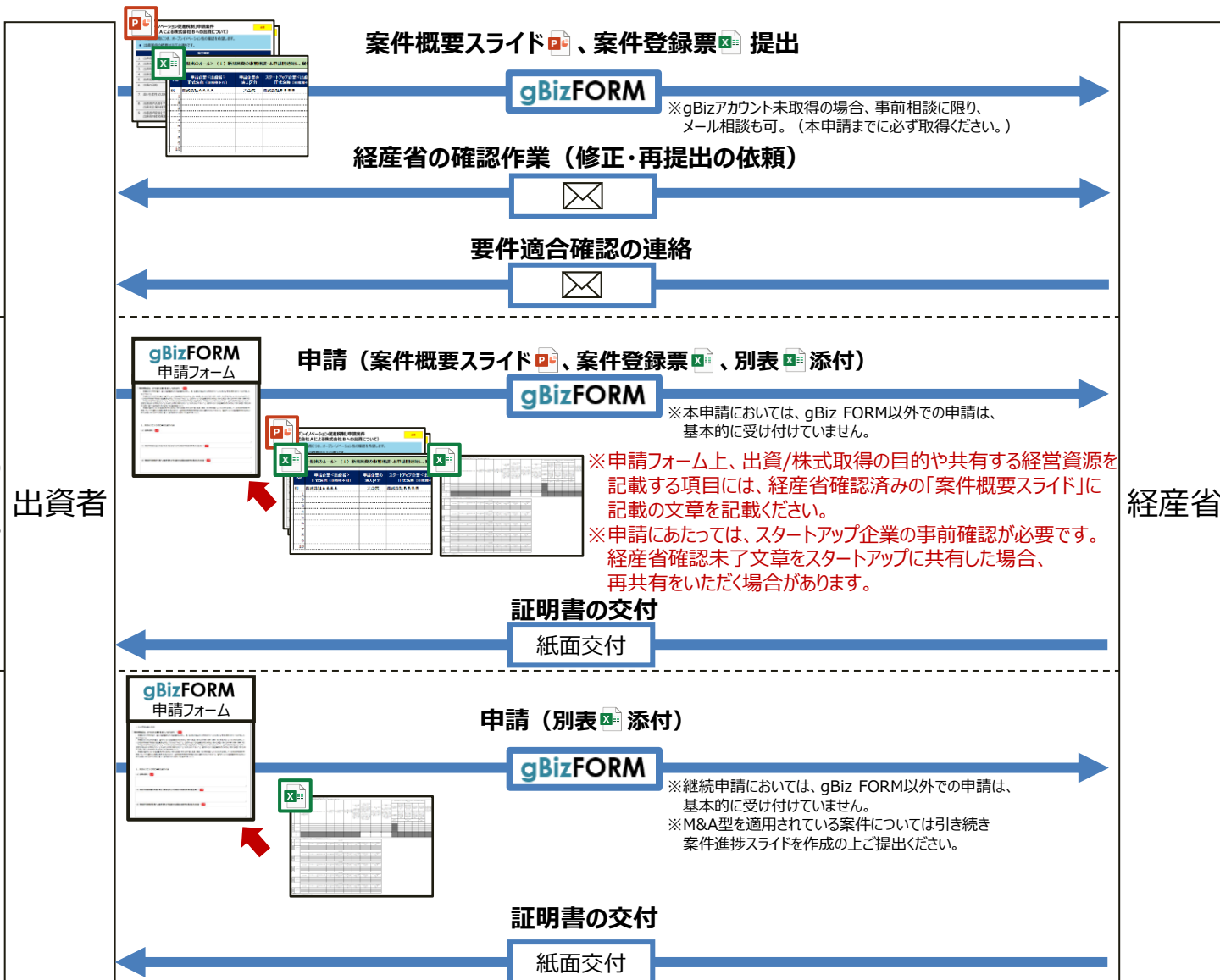
(事業年度末日の60日前～30日後)

## 本申請

- ※複数案件ある場合、全ての案件の事前相談が完了した時点で、まとめて申請作業を行ってください。

(事業年度末日の60日前～30日後)

## 継続申請



※手続きの詳細は、経産省HP上のオープンイノベーション促進税制のページにてご案内しております、申請ガイドラインをご参照ください。

# オープンイノベーション促進税制 申請手続き改定履歴（2024年7月）

時期	概要
2024年2月	継続申請への添付書類に案件進捗スライドを追加
2024年7月	案件進捗スライドの廃止（gBizフォームを改修し、記載事項をフォーム入力化） ※M&A型の案件については引き続き案件進捗スライドを提出ください